

平成22年度 第1回生駒市景観審議会 会議録

1. 日 時 平成23年1月5日（水）14時00分～

2. 場 所 生駒市役所4階 401・402 会議室

3. 出席者

市 長 山下 真

(委 員) 久委員、下村委員、嘉名委員、中西委員、井上委員、西向委員、福本委員

(事務局) 吉岡部長、森本次長、前川課長、西本課長補佐、高谷係長

4. 会議公開 公開

5. 傍聴者数 5名

6. 議事内容

事務局 お待たせいたしました。新年明けましておめでとうございます。

本日はお忙しい中、生駒市景観審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、平成22年度第1回生駒市景観審議会を開会させていただきます。

私は、本日の司会進行させていただきます、みどり景観課長の前川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それではまず委員の皆様方に山下市長から委嘱状を交付させていただきます。

お名前を呼ばさせていただきますので、恐れ入りますがその場で御起立ください。市長が皆様の席にお伺いし委嘱状をお渡しいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

久 隆浩 様

市 長 辞令書 久 隆浩 様 生駒市景観審議会委員を委嘱します。任期は平成23年1月1日から平成24年12月31日までといたします。平成23年1月1日 生駒市長 山下 真  
よろしくお願い申し上げます。

辞令書 下村 泰彦 様 以下同文でございます。 よろしくお願い申し上げます。

嘉名 光市 様

中西 達也 様

井上 良作 様

西向 正久 様

福本 良平 様

事務局 ありがとうございます。なお、本日の審議会につきましては、委員7名全員の御出席をいただいておりますので、生駒市景観条例施行規則第13条第7項の規定に基づき、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。それでは続きまして山下市長からごあいさつ申し上げます。市長お願いいたします。

市長 本日は第1回となります生駒市景観審議会に御出席いただきましてありがとうございます。御承知のとおり本年1月1日から生駒市は景観行政団体となりました。今後、景観法に基づく景観計画を策定いたしまして市民、事業者、行政三者の協働で良好な景観づくりを進めていくこととなります。

奈良県では奈良県、奈良市、橿原市、明日香村ついで5つ目ということでございまして、あと斑鳩町も景観行政団体への移行を予定いたしております。生駒市は歴史的な建造物とか遺跡とかはございますけれども、それほど全国的には有名なものがあるわけではございませんが、生駒山と矢田丘陵に挟まれ豊かな自然に恵まれた良好な住宅都市として非常に人気がある住宅地だと思っております。こうした生駒の良好な住環境を今後も保全していくためにこの景観条例を活用していければと思っております。委員の先生方におかれましては今後、景観計画の変更、景観形成地区の指定、景観重要建造物、景観重要樹木の指定などこうした景観条例の運用に関する重要事項を調査、審議していただくこととなります。先生方のそれぞれの御専門の立場から様々な忌憚のない御意見を出していただきましてこの景観条例の運用にお力添えをいただきますようによろしくお願い申し上げます。簡単ですが私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

事務局 ありがとうございます。

それでは議事に先立ちまして、本日は第1回目の会議でございますので、委員に御就任していただきました皆様方の御紹介をさせていただきます。

向かって左側から

近畿大学教授の 久 隆浩 様でございます。

大阪府立大学大学院准教授の 下村 泰彦 様でございます。

大阪市立大学大学院准教授の 嘉名 光市 様でございます。

生駒市環境審議会委員でもあられます 弁護士の 中西 達也 様でございます。

生駒市農業委員会副会長の 井上 良作 様でございます。

生駒商工会議所常議員の 西向 正久 様でございます。

奈良県建築士会会長の 福本 良平 様でございます。

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

都市整備部長の 吉岡 でございます。

都市整備部次長の 森本 でございます。

みどり景観課課長補佐の 西本 でございます。

みどり景観課景観係長の 高谷 でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

本来ですと、ここで、会議の進行を会長にお願いするところでございますが、会長及び副会長を決定していただくまで事務局が議事の進行をさせていただきますのでよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、案件に入ります前に、配布資料の御確認をお願いいたします。

本日配布させていただいておりますのは、

- ・ 本日の会議次第
- ・ 委員名簿

資料1といたしまして、「生駒市景観計画（案）」

資料2といたしまして、「景観条例比較表」及び「生駒市景観条例（案）」

となっております。配布漏れ等ございませんでしょうか。

それでは第1号案件の「会長及び副会長の選任について」に移らせていただきます。

まず、会長の選出でございますが、生駒市景観条例施行規則第13条第2項で「会長は委員の互選によりこれを定める。」となっております。会長の選任について御意見等はいかがでしょうか。

委員 手元にあります生駒市景観計画案と条例案ですが、久先生が部会長として中心にまとめていただきましたので、続けて会長をしていただけたらよいと思います。

事務局 ただいま、会長につきましては、久委員をお願いしてはとの御意見がございましたが、いかがでしょうか。

委員全員 異議なし。

事務局 それでは、久委員に会長に御就任していただくこととさせていただきます。

会長、今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは会長席の方に移動をお願いいたします。

事務局 続きまして、副会長の選出でございますが、条例施行規則第13号第3項で、「副会長は委員のうちから会長が指名する。」となっておりますので、会長から御指名をお願いいたします。

会長 それではさきほど私の御推薦のときに、景観計画案を策定したということがございましたけれど、同じように計画案を作っていただきました下村先生に副会長に就任いただければと思います。

事務局 それでは、下村委員に副会長に御就任いただくこととさせていただきたいと存じます。下村副会長、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。それでは副会長席の方へ移動をお願いいたします。

それでは久会長、一言ごあいさつをよろしくお願ひ申し上げます。

会 長　それでは御指名でございますので皆様に御協力いただきまして審議会を進めてまいりたいと思います。さきほどからも出ておりますように景観条例に基づいた審議会でございます、非常に重要な案件を審議していただくということになっています。市長のごあいさつにもありましたように1月1日から景観行政団体ということになっておりますが、私は景観法を作る前の国土交通省の研究会からずっとお手伝いをしております。本来は国土交通省の方では地方分権の時代でございますので、市町村が自ら景観法を運用するということを想定していたのですが、まあ一部の都道府県がまだまだ景観行政というところに馴染みがないということで、市町村にすぐということにはならないだろうということで、とりあえず都道府県が景観行政団体になって、力をつけてきた市町村から景観行政団体に独立して行って欲しいというようなシナリオが描かれたということでございまして、そういう意味では県から今回生駒市が景観行政を引き継ぐということになりましたので、本来の地方分権の流れの中でこの生駒らしい景観の個性を先生方の御意見を踏まえながら見出していければと思っております。よろしく願いいたします。

事務局　ありがとうございました。  
誠に恐縮ではございますが、山下市長には別の公務のため、ここで退席させていただきます。

市 長　失礼いたします。よろしく願いいたします。

事務局　それでは、ここからの議事進行につきましては、条例施行規則第13条第6項の規定により、会長をお願いいたします。

会 長　ただいまより案件に入らせていただきますが、今日はその他ということになっておりますけれども進めさせていただきたいと思います。今日は一回目ということでございまして内容の共通理解ということが主な観点になると思いますが、まずは説明を受けまして質疑応答で進めてまいりたいと思います。  
それではまず生駒市景観計画案についてということで、事務局の方から説明を受けたいと思います。よろしく願いいたします。

#### 《事務局説明》

会 長　ありがとうございました。景観計画案でございますが審議会との関係は変則的でございます、通常はずっと一つの会議体が面倒をみるということになっているわけですが、今回は今まで景観計画の策定委員会ですと揉んできましてこのメンバーの中にも過半数がそのメンバーですが、今そこでまとまった案がパブリックコメント中でございまして、この1月1日から景観審議会にきりかわったことによりまして、そのパブリックコメントの内容も踏まえて次回の審議会の中でこの景観計画の話をつめていくと

ということになると思います。ということでございますが、景観計画案をただいま御説明いただきましたが、御質問、御意見等ございますでしょうか。

委員 最終ページの総括図ですけれども、色々景観区域、形成地区等、この境界線はある程度はっきり出るといえるか地図上で何か境界になる目印的なものはあるのでしょうか。

会長 それぞれの区域界ですね。このあたりは意識して。

事務局 まず自然景観区域、田園景観区域、それから市街地景観区域の所ですが、市街地景観区域につきましては、都市計画の市街化区域全域、自然景観区域と田園景観区域の境界となりますのは、景観計画の7ページのところの自然景観区域に指定されている規制図が別にありますので、これらの法の規制のかかる部分が自然景観区域、その他の調整地域につきましては、田園景観区域ということになります。広域幹線沿道地区につきましては、この指定させていただいている沿道から両脇10mが範囲となります。最後に生駒駅の再開発の地区ですが、これが都市計画で決定しています市街地再開発事業の事業区域ということになりまして、すべて区域は境界線が明確になっております。

会長 いわゆる地形・地物、道路等の地形・地物で明解になるように努めているという理解でよろしいわけですね。よろしいですか。それでは他はいかがですか。それでは今日は一回目でございますし、次回にパブリックコメントの意見も踏まえながら検討する機会があると思いますので、とりあえず御理解をいただいたということで先に進めさせていただきたいと思います。それでは続きまして条例案の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

#### 《事務局説明》

会長 ありがとうございます。ただいま3月議会に上程を予定している案ですけれども、何か御質問等ございますでしょうか。とりあえずこの12月に法委任に係る部分だけを条例化させていただいておりまして、続いてこの自主条例ということで、さらにまたじっくりと時間をかけて景観形成基本計画、さきほど条例の中にもございましたが、それを作らせていただいた後で、再度条例も見直させていただく予定であります。奈良県の条例にあって、今、生駒の条例にない一番重要な部分の一つである第2条にあたる基本理念がまだございませんが、基本理念というのはじっくりと時間をかけて考えさせていただきたい。景観形成基本計画の作成とともに、また条例にしたいというようなところで、もう一度更なるバージョンアップを考えて行われる、ある意味では途中段階での条例化ではございますが、いかがでございますか。よろしいですか。

これが条例化されたあかつきには、これに基づいて我々審議会もさまざまな事柄を審議させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは用意をしておりました案件は以上でございますが、委員の皆様の方から何か全体を通して御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。今日は冒頭にも申し上げましたように、まずは共通理解ということが目的でございますので、次回以降本格的な内容を審議させていただきたいと思っております。それでは事務局の方からその他御連絡がございましたらよろしくお願いいたします。

事務局 次回の審議会の開催に向けて、さきほど会長の方からお話ありましたように、今事前説明させていただきました生駒市景観計画案と生駒市の景観条例の改正案につきまして明日1月6日から2月4日にかけてパブリックコメントを実施させていただきまして、その後それらの意見も踏まえまして次回の審議会に諮らせていただきたいと思いますと考えております。日時につきましては2月23日（水）午前9時30分から、場所は今日と同じ401・402の会議室で開催させていただきたいと存じますので御出席のほどよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

委員 今日の審議会は議事録の作成を予定されているのか、されていないのか。

会長 議事録署名人等の指名ですね。

事務局 規定は設けておりませんが、公表はさせていただく予定をしておりますけれども、事務局の方で逐語議事録に近い形のものを作成させていただいて、公表する前に委員の皆様方に御確認の連絡をさせていただいて、修正すべき点がございましたら修正させていただいて、審議会の議事録として公表させていただくという形をとらせていただきたいと思いますと考えております。

会長 生駒の場合は他の審議会はどうですか。

事務局 要旨議事録でやってる部分もございますし、逐語議事録の形をとってる場合もあります。

会長 委員の御質問は正式文書として議事録に署名して保存するのでしょうか。そのあたりは他の審議会はどうなっているのでしょうか。

事務局 都市計画審議会は御存知のように署名いただいて要旨議事録ですけれども公表しています。各種審議会などは議事録的には公表させていただきますので、署名までいただけないなどバラバラの扱いですけれども、基本的には議事録自体は公表いたします。全体としては署名してない審議会が多いということです。

会 長　　ということは今回もそうさせていただきたいというのが事務局からの提案ですか。

いかがでしょうか。

よろしいですか。ほかいかがでしょうか。

それでは、ただいまをもちまして審議会を終了させていただきたいと思います。

次回からは本格的な審議にかかりたいと思っておりますので、今後とも皆様の御協力をお願いしたいと思います。

それではこれでお開きにさせていただきます。ありがとうございました。